

## 報告第2号

### 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	318,681 円	令和6年9月10日午後3時頃、職員が公用車で我孫子市青山871番地先県道170号から国道6号に入るために賠償相手方の乗用車の後方に停車した後、当該乗用車が前進したことから、当該公用車を前進させたところ、当該乗用車の後部に接触し、後部ドア、バンパー等を損傷させた。	令和6年10月31日
			市 100% 相手方 0%
2	371,341 円	令和6年9月16日午前11時頃、我孫子市天王台6丁目17番地先市道00-020号線において、街路樹が強風で倒れ、市道に隣接する駐車場に駐車中の賠償相手方の乗用車の屋根を損傷させた。	令和6年10月31日
			市 100% 相手方 0%